

2018年11月27日

各 位

会 社 名 株式会社スパンクリートコーポレーション
代 表 者 名 代表取締役社長 浮田 聡
(コード：5277 JASDAQ)
問 合 せ 先 執行役員管理本部長 井上卓郎
(TEL 03-5689-6311)

従業員に対する譲渡制限付株式としての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記の通り、譲渡制限付株式として自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2019年2月15日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 77,600株
(3) 処分価額	1株につき376円
(4) 処分価額の総額	29,177,600円
(5) 割当予定先	従業員108名 77,600株
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2018年11月14日付けのプレスリリースにてお知らせしたとおり、当社の従業員に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の従業員（ただし、取締役兼従業員を除きます。以下「対象従業員」といいます。）を対象とする譲渡制限付株式を活用したインセンティブ制度（以下「本制度」といいます。）を導入いたしました。

今般、当社は、本日開催の取締役会において、本制度の目的、当社の業況その他の諸般の事情を勘案し、対象従業員に金銭債権合計29,177,600円（以下「本金銭債権」といいます。）を支給することを決議いたしました。また、本日開催の取締役会において、本制度に基づき、割当予定先である対象従業員全員が当社に対する本金銭債権の全部を現物出資財産として給付することにより、当社の普通株式77,600株（以下「本割当株式」といいます。）を処分することを決議いたしました。

なお、本制度は、対象従業員に対して現物出資するための本金銭債権が当社から支給されるものですので、本制度の導入により、当社の従業員の賃金が減額されることはありません。

〈譲渡制限付株式割当契約の概要〉

当社と対象従業員は個別に譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます）を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

(1) 譲渡制限期間

対象従業員は、2019年2月15日(払込期日)から2024年6月30日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分を行うことができない。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象従業員は、譲渡制限期間中、継続して、当社(又は当社子会社)の従業員の地位(以下「従業員の地位」といいます。)にあることを条件として、譲渡制限期間満了日において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象従業員が、雇用期間満了(ただし、定年退職後再雇用された場合は当該再雇用期間満了)、死亡その他当社取締役会が正当と認める理由により従業員の地位を喪失した場合、当該喪失の直後の時点をもって、処分期日を含む月の翌月から当該喪失の日を含む月までの月数を64で除した数に、本割当株式の数を乗じた数(ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切捨てるものとする。)の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

(3) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点、又は、譲渡制限期間中に対象従業員が当社の従業員等の地位を喪失した直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式について、当社は当然に無償で取得する。

(4) 株式の管理

本割当株式は譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象従業員がみずほ証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、取締役会の直前営業日(2018年11月26日)の東京証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の終値である376円としております。これは、取締役会の決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象従業員にとって特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上